

館林市公民館公式X及びInstagram運用方針

1 趣旨

本運用方針は、館林市ソーシャルメディアの利用に関する基本方針に基づき、館林市公民館（以下、「公民館」という。）がX及びInstagramを市民等への情報提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 情報発信の目的

公民館の活動や利用に関する情報を迅速かつ広範囲に発信することにより、利用者等の利便性を高めるとともに、市民等の公民館への興味関心を高めることを目的とする。

3 用語の定義

本運用方針において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) X（旧 Twitter）、Instagram

インターネットを利用し、写真や動画、短い文章を不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう

(2) 館林市公民館公式X（Instagram）

館林市公民館が設置・運用するユーザー名から発信するX（またはInstagram）をいう

(3) アカウント

X（またはInstagram）を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名（ID）をいう

(4) ポスト

X（またはInstagram）に写真や文章等を投稿する行為及び投稿された記事をいう

(5) リプライ

他のユーザーのポストに返信することをいう

(6) リポスト

他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう

(7) フォロー

他のユーザーのポストを受信するように、アカウントを登録することをいう

4 運用主体及び運用管理

館林市公民館公式X（または Instagram）の運用主体は、館林市とする。運用管理責任者は生涯学習課長とし、アカウントの管理及び運用は、生涯学習課公民館職員が行う。なお、アカウント取得用のメールアドレスには、主事会 SNS 担当所属公民館のメールアドレスを使用する。（適宜変更可能）

5 名前（ニックネーム）

名前（ニックネーム）は「館林市公民館（公式）」とする。

6 ユーザー名（ID）

ユーザー名（ID）は「@tatekomin_5166」とする。

7 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運用主体として公式X「（または Instagram）のアカウント名を市公式ホームページ上に明示する。

8 発信内容等の明示

本運用方針で定めるアカウントの運用主体及び発信内容、発信方法等について、館林市公民館X（または Instagram）のプロフィール欄に明示する。

9 発信内容

- (1) 公民館が主催又は関連する事業に関する情報
- (2) 公民館の運営に関する情報
- (3) その他、運用管理責任者が適当と認める情報

10 運用全般に関する事項

- (1) リプライ、リポスト及びフォローは行わない。ただし、国、群馬県、他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に運用管理責任者が必要と認めるものは、この限りではない。
- (2) 当アカウントに対し、公序良俗に反するリプライ、ダイレクトメッセージ等を繰り返し行うアカウント及びその他館林市が不適切と判断したアカウントについては、予告なくブロックすることができる。
- (3) ポストに記載するリンクのリンク先は、館林市が運営するホームページのみとする。ただし、国、群馬県、他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に運用管理責任者が必要と認めるものについてはこの限りでない。

11 免責事項

- (1) 当アカウントの投稿は、細心の注意を払って行うが、掲載した情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではない。
- (2) 館林市は、利用者が当アカウントの投稿内容を用いて、一切の行為及びそれに関連して生じた直接・間接的な損害について、一切の責任を負わないものとする。

12 その他

- (1) X（または Instagram）の利用について、何らかの理由による不都合が生じた場合は、予告なしに運用管理責任者が利用を中止し、内容の変更、削除又はアカウントそのものを削除することができるものとする。
- (2) 本運用方針及び実施について定めるもののほか、館林市公民館公式 X（または Instagram）の運用に関して必要な事項は、運用管理責任者が別に定める。

本運用方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。